

広島県告示第八百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成三十年十二月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市黒瀬町丸山字市尻八三七番一地区 東広島市黒瀬町丸山字池ノ尻五四九番一地区 まで		八・八〇〇 ・八〇		一〇〇・八〇	
		九・二〇〇 ・二〇		一〇〇・八〇	拡幅